

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

以下のとおり公表します。  
令和3年9月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 河村 潤子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
文化デジタルライ ブラリーFlashコン テンツの改修(3件)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	令和3年9月8日	日本電算株式会社 ／東京都品川区上 大崎2-25-2新目黒 東急ビル13階	4013301009283	一般競争		594,000					
独立行政法人日本 芸術文化振興会情 報基盤に係る基幹 ネットワークシス テム及び仮想デスク トップシステムの調 達(令和4年4月か ら60か月間)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子／東 京都千代田区隼町 4-1	令和3年9月9日	富士通株式会社 ／株式会社JECC ／神奈川県川崎市 中原区上小田中4-1- 1／東京都千代田 区丸の内3-4-1	1020001071491 ／2010001033475	一般競争		768,900,000					
国立文楽劇場ス モークマシンの 購入	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役 国立文楽劇場部長・ 中島敏隆／大阪府 大阪市中央区日本 橋1-12-10	令和3年9月14日	株式会社ハートス ／大阪府大阪市 中央区久太郎町1-6- 29	7120001087308	一般競争		1,754,500					
国立文楽劇場公演 記録映像編集機の 更新	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役 国立文楽劇場部長・ 中島敏隆／大阪府 大阪市中央区日本 橋1-12-10	令和3年9月15日	池上通信機株式会 社／東京都大田区 池上5-6-16	6010801000811	一般競争		4,510,000					

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

以下のとおり公表します。  
令和3年9月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 河村 潤子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
独立行政法人日本 芸術文化振興会業 務用モバイルノート パソコンの調達(購 入)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子/東京 都千代田区隼町 4-1	令和3年9月29日	東京コンピュータ サービス株式会社 /東京都文京区本 郷1-18-6	3010001005226	一般競争		26,928,000					
令和2年度「活動継 続・技能向上等支 援事業費補助金事 業」に係る通知書 印刷、封入封緘及 び郵便局への搬入 等業務	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子/東京 都千代田区隼町 4-1	令和3年9月30日	株式会社ビー・プロ /宮城県仙台市若 林区六丁の目西町 4-1	7370001002729	一般競争		1,905,717					概算額(単 価契約等)
令和3年度日本芸 術文化振興会所蔵 図書資料の遡及入 力業務	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・河村潤子/東京 都千代田区隼町 4-1	令和3年9月30日	株式会社図書館流 通センター/東京 都文京区大塚3-1- 1	3010001005556	一般競争		1,958,000					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。